

## 船橋市図書館指定管理者評価委員会公募委員の公募に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市図書館指定管理者評価委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第3条第2項第4号に規定する委員の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (公募委員の応募資格)

第2条 教育委員会が公募により選考して委嘱する委員（以下「公募委員」という。）に応募することができる者は、応募日において次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 本市に在住する者で、18歳以上であること
- (2) 本市の他の附属機関等において委員でないこと
- (3) 本市職員及び本市職員退職者並びに本市議会議員でないこと
- (4) 指定管理者に申請した法人その他の団体について、当該団体の代表その他意思決定に参画する立場又は重要な経営方針等について知りうる立場にある等利害関係を有していないこと

### (公募委員の公募方法)

第3条 公募委員の公募は、広報ふなばし並びに本市及び本市図書館ホームページに募集記事を掲載することにより行う。

### (公募委員の選考方法)

第4条 公募委員の選考は、小論文その他の提出書類によるものとする。

- 2 応募がなかった場合及び応募者からの選任が困難である場合には、指名その他の方法により委員を選任することができる。

### (公募委員の選考基準)

第5条 公募委員の選考基準は別に定めることとする。

### (応募者への結果通知)

第6条 公募の選考結果は、応募者全員に速やかに通知するものとする。

### (公募委員選考委員会)

第7条 公募委員を選考するため、公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育次長
- (2) 生涯学習部長
- (3) 西図書館長
- (4) 西図書館長補佐

- 3 選考委員会に会長を置き、会長は教育次長をもって充てる。

- 4 選考委員会の会議は、会長が招集し、議事を整理する。

- 5 選考委員会の庶務は、西図書館において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和元年１２月１日から施行する。

附則

この要綱は令和３年１２月１日から施行する。

附則

この要綱は令和５年１２月１日から施行する。